

改正案	現行
<p>(特定資産の範囲)</p> <p>第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十五 (略)</p> <p>十六 当事者の一方が相手方の行う前各号及び次号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「匿名組合出資持分」という。）</p> <p>十七 <u>中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約（主として前各号に掲げる資産に対する投資を行うものに限る。）に係る同法第九条第二項に定める有限責任組合員の出資の持分（以下「投資事業組合出資持分」という。）</u></p> <p>十八 金銭の信託の受益権（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）であって、信託財産を主として匿名組合出資持分及び投資事業組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの</p>	<p>(特定資産の範囲)</p> <p>第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十五 (略)</p> <p>十六 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「匿名組合出資持分」という。）</p> <p>(新設)</p> <p>十七 金銭の信託の受益権（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）であって、信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの</p>

<p>(法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産等)</p> <p>第十九条 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 投資事業組合出資持分</p> <p>十二 その他内閣府令で定めるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第二十八条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者等)</p> <p>第三十条 1、2 (略)</p> <p>3 法第二十八条第一項第一号(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 投資事業組合出資持分の取得及び譲渡</p> <p>4 (略)</p>	<p>(法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産等)</p> <p>第十九条 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十一 その他内閣府令で定めるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第二十八条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者等)</p> <p>第三十条 1、2 (略)</p> <p>3 法第二十八条第一項第一号(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p>
--	---